

中小企業者に対する 家賃補助の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症対策で県と連携して 実施している、中小企業者を対象とした家賃補助 の内容を拡充しました。

今回の拡充では▶タクシー業・貸切バス業などの道路旅客運送業やレンタカー業などの物品賃貸業の業種▶2月~9月の間のいずれか連続する3カ月の売り上げが前年同期と比較して30公以上減少している中小企業者一を制度の対象に追加。経営に影響が生じている中小企業者を資金面からサポートします。

●拡充後の制度概要

- ■対象 小売業、飲食業、宿泊業、道路旅客運送 業、物品賃貸業および生活関連サービス業のう ち、次のいずれかに該当する中小企業者。
- 4月~9月の間のいずれかひと月の売り上げが 前年同月に比べ50な以上減少
- 2月~9月の間のいずれか連続する3カ月の売り上げが前年同期に比べ30な以上減少
- ■補助率 家賃(土地・建物)の2分の1(月額上限 10万円)



3年間の利子を全額補給 勤労者教育資金貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育 資金を必要としている市内事業所勤務者を対象 に、資金を貸し付けます。

- ■対象 次の要件を全て満たす人
- ▶市内に住所を有する20歳以上の人▶高校・大学などに進学または在学する親族で教育資金を必要としている人▶同一事業所に1年以上勤務し、前年の収入が150万円以上の人▶市税を完納している人
- ■貸付限度額 300万円
- ■貸付利率 年1.55<<<
- ※令和3年3月31日までに新規貸し付けした分は、市が3年間全額利子補給(担保・保証料不要)
- ■貸付期間 10年以内(据置期間あり) ※原則、在学期間内の据え置きです
- ■取扱金融機関 東北労働金庫花巻支店

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

- ■対象期間 4月~9月の間の連続する3カ月間 (最大30万円を補助)
- ■受付期限 9月30日(水)
- ■提出方法
- 郵送の場合

▶郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花城町9-30)

- 持参の場合(完全予約制)
- ▷受付時間…午前9時~午後4時
- ○受付場所···本館商工労政課、各総合支所地域 振興課
- *申請様式などは市ホームページに掲載しています

【問い合わせ・予約】本館商工労政課(☎41-3534)、 各総合支所地域振興課(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6514)



担保·保証料不要 勤労者生活資金貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時・ 緊急に生活資金を必要としている市内事業所勤務 者を対象に、資金を貸し付けます。

- ■対象 次の要件を全て満たす人
- ▶市内に住所を有する20歳以上の人▶本人または 2親等以内の親族の収入の減少や支出の増加により生活資金を必要としている人▶同一事業所に1 年以上勤務し、前年の収入が150万円以上の人▶ 市税を完納している人
- ■貸付限度額 50万円
- ■貸付利率(担保·保証不要) 年15x
- ※5,000円を上限とした、関係団体による利子補 給(担保・保証料不要)があります
- ■貸付期間 5年以内(据置期間1年以内)
- ■取扱金融機関 東北労働金庫花巻支店

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)



国の雇用調整助成金の支援内容が拡充されました

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、企業の皆さんに従業員の雇用を維持してもらうことを目的に、支給している雇用調整助成金の支援内容を拡充しました。

今回の拡充では▶助成限度額を1人日額8,330円から15,000円に引き上げ▶中小企業が従業員の解雇をしなかった場合の助成率を10分の9から10分の10に引き上げ一などを実施。事業者の事業活動を資金面からサポートします。

- ※雇用調整助成金とは…経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一次的に休業などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部を支援するものです
- ■対象 売上高などが前年同月比で5歩以上減少 し、雇用調整を行っている事業主
- ※従業員の休業を実施し、休業手当などを支払っている必要があります
- ■期間 4月1日~9月30日

※賃金支払対象期間が9月中に始まり10月中に末日がある場合は、本制度の対象となります

■限度額

1人日額15,000円

■助成額(率)

休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金 相当額(助成率は下表のとおり)

| 区分 | 中小企業 | 大企業 |
|-----------------------------------|--------|--------|
| 新型コロナウイルス感染症の影響を 受ける事業主 | 5分の4 | 3分の2 |
| 上記のうち解雇などをしなかった事業主 *一定の要件があります | 10分の10 | 4分の3 |
| 教育訓練を実施したときの加算 *一定の要件があります | 2,400円 | 1,800円 |

■相談窓口 ハローワーク花巻雇用調整助成金担 当(☎23-5118)

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

花巻市雇用安定助成金

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた市内事業所を支援するため、国が実施している雇用調整助成金に上乗せ補助を実施しています。

- ■対象 市内事業者(国の雇用調整助成金対象 事業者に限る)
- ■助成率 中小企業・大企業…10分の1 ※国の支援内容の拡大に伴い雇用調整助成金の

助成率が10分の10となる事業者は対象外

- ■助成金額 国の雇用調整助成金の算定の基となる額に対して10分の1
- ■期間 4月1日~6月30日
- ■限度額 1人日額925円
- ■問い合わせ 本館商工労政課(☎41-3536)

雇用調整助成金に関する無料相談を行っています

雇用調整助成金の申請手続きなど、事業者の皆さんの困り事に社会保険労務士が応えます。 1事業者何回でも相談することが可能で、同助成金の申請書類の作成支援も行っています。

- ■対象 市内事業者
- ■期日 7月6日(月)・7日(火)・9日(木)~11日 (土)・13日(月)・14日(火)・16日(木)~18日(土)・20日 (月)・21日(火)・27日(月)・28日(火)・30日(木)・31日 (金)
- ※都合により変更となる場合があります

- ■時間 午前10時30分~午後4時30分※1件当たりの相談時間は90分です
- **■会場** ビジネスインキュベータ(大通り1-3-5)
- ■相談料 無料
- ■予約先 ビジネスインキュベータ(☎24-6900) 。受付日時…月~金曜日、午前9時~午後4時
- ■問い合わせ 一般社団法人ビジネスサポート 花巻(☎26-5430)

⑤ 2020(R2).7.1